

○東海市立コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

令和4年7月7日

条例第25号

東海市立コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、東海市立コミュニティセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域活動の拠点として、地域課題の解決、世代間及び世代内の交流の促進その他良好な地域社会の維持及び形成に資する取組の促進を図るため、東海市立コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）を設置する。

2 コミュニティセンターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(開館時間)

第3条 コミュニティセンターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 コミュニティセンターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) 前号のほか、市長が定める日

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日において臨時に開館し、同項の休館日以外の日において臨時に休館することができる。

(利用者の範囲)

第5条 コミュニティセンターの別表第2に掲げる施設（以下「コミュニティセンターの施設」という。）を利用することができる者は、市内に在住し、在勤し、若しくは在学し、又は事業所等を有している者とする。

2 市長は、コミュニティセンターの施設の管理上支障がないと認めるときは、前項に規定する者以外の者にもコミュニティセンターの施設を利用させることができる。

(利用の許可)

第6条 コミュニティセンターの施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けな

ければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、コミュニティセンターの施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティセンターの施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 前2号のほか、コミュニティセンターの施設の管理上支障があると認めるとき。

(利用者の義務)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、コミュニティセンターの施設の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに同条第2項の規定により許可に付けられた条件に従わなければならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が前条の規定に違反したとき。
- (2) 第7条各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。
- (3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

(使用料)

第10条 利用者は、別表第2に定める額の使用料を市長の指定する日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 市又は市の機関が利用するとき。
- (2) 市又は市の機関が共催し、又は協賛する事業を行うため、利用するとき。
- (3) 町内会、自治会又はコミュニティ（市の一定区域の住民相互の連絡、環境

の整備等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として組織された団体をいう。以下同じ。)が、当該地域的な共同活動に係る事業を行うため、コミュニティセンターの施設(当該町内会、自治会又はコミュニティの区域が含まれる市立小学校の通学区域内に設置されたコミュニティセンターに係るものに限る。)を利用するとき。

(4) 公共的団体、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動を行う団体その他の団体が、当該団体の活動に係る事業で市長が公益上必要と認めるものを行うため、利用するとき。

(5) 前各号のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により減免する使用料の額は、同項第1号から第4号までに該当する場合にあっては使用料の全額とし、同項第5号に該当する場合にあってはその都度市長が定める額とする。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第13条 利用者その他のコミュニティセンターを利用する者は、故意又は過失によって施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、コミュニティセンターの管理を法人その他の団体であって東海市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年東海市条例第15号)の定めるところにより市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 利用の許可、許可の取消し等に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域課題の解決、世代間及び世代内の交流の促進その他良好な地域社会の

維持及び形成に資する取組の促進を図るための事業の計画及び実施に関すること。

(4) その他コミュニティセンターの管理に関し、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従って、コミュニティセンターの管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条から第7条まで及び第9条の規定の適用については、第3条ただし書及び第4条第2項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第5条から第7条まで及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第15条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者にコミュニティセンターの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金の額は、第10条の使用料の額の範囲内において、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定める。その額を変更する場合も、同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を公表しなければならない。

4 第10条から第12条までの規定は、第1項の規定により指定管理者の収入として收受させる利用料金について準用する。この場合において、第10条中「別表第2に定める額の使用料」とあるのは「第15条第2項の規定により指定管理者の定める利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条第1項中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第12条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 第15条第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における同条第2項及び第3項の手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

附 則（令和5年条例第14号）

1 この条例は、令和6年1月4日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 東海市立コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例第15条第1項の規定により東海市立緑陽コミュニティセンターの体育室、和室又は研修室の利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における当該利用料金に係る同条第2項及び第3項の手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
東海市立緑陽コミュニティセンター	東海市名和町蓮池17番地の1

別表第2（第5条、第10条関係）

コミュニティセンターの名称	施設の区分		単位	使用料（円）
東海市立緑陽コミュニティセンター	多目的室	全部利用	1時間につき	940
		9分の5利用	1時間につき	530
		9分の4利用	1時間につき	410
	調理室		1時間につき	230
	体育室		1時間につき	1,100
	和室		1時間につき	150
	研修室		1時間につき	110

備考

1 利用時間がこの表に定める単位未満のとき又はその時間に単位未満の端数があるときは、1単位として計算するものとする。

2 営利を目的として利用する場合は、この表に定める使用料の3倍の額（東海

市、半田市、常滑市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町
又は武豊町の区域内に事業所等を有しない者にあつては、5倍の額)とする。

- 3 自動販売機を設置する場合は、販売額に100分の11を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)とする。